

役場庁舎を分散設置（分庁方式）した場合のメリット・デメリット

1 住民サービス面

【メリット】

- (1) 身近に事務所があり、住民の方は安心感が持てる。
- (2) 住民サービス（諸証明書の交付など）を迅速に提供することができる。
- (3) 住民の方の要望を把握しやすくなる。
- (4) 用件に関係する部課が近くにある場合は便利。

【デメリット】

- (1) 各庁舎にどの部署が配置されているか分かりづらい。
- (2) サービスの内容によっては、異なる庁舎へ移動しなければならない。
- (3) 複数用件を一度に済ますことができない。
- (4) 多様化する住民サービスに対して時間（調整）がかかる。

2 行政効率面

【メリット】

- (1) 既存施設の有効活用ができる。
- (2) 災害時等の拠点として使用できる。
- (3) 比較的小規模な事故や災害時には、迅速に対応することができる。

【デメリット】

- (1) 職員間で各庁舎間の移動が必要となり、迅速な事務処理・意思決定ができない場合がある（災害時において同じ）。
- (2) 住民が説明を受けるまでに時間を要する場合がある。
- (3) 各部署との意思伝達に無駄な時間を要する。
- (4) 組織として、一体感、緊張感が醸成されにくく、また労務管理、組織統制、迅速対応などの対応が難しい。
- (5) 庁舎が分散していることにより、重複するサービスの提供体制が必要となり、そのことによる余分な経費が必要となる（定員管理について同じ）。
- (6) 管理コスト（施設の維持、人件費、移動経費）の削減が図りにくい。
- (7) 複数の部門にまたがる場合の業務調整が困難。
- (8) 電話だけでは、業務内容の真意が伝わりにくい（情報の錯綜）。
- (9) 職員間のコミュニケーション不足が生じることにより、サービスの低下を招く。
- (10) 臨機応変な組織機構の改編を難しくする。
- (11) 危機管理（自然災害や武力攻撃事態）への円滑な対応に課題が残る。
- (12) 必要に応じて既存施設の改修を要する場合がある。